

(仮称) 太田市男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性別等による不平等がなく、全ての人が個人として尊重され、個性及び能力を発揮し、並びに社会的責任を分かち合い、かつ、あらゆる分野における活動に参画できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) ジェンダー平等 市民一人ひとりが、社会的・文化的に形成された性別並びにジェンダーアイデンティティ、性的指向及び性表現にかかわらず、等しく権利、資源、機会、責任等を有することにより、その個性及び能力を十分に発揮できる状態をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

- (5) 教育関係者 市内において、学校教育又は社会教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 性別等 生物学的な性別、ジェンダーアイデンティティ、性的指向等をいう。
- (7) ジェンダーアイデンティティ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。
- (8) 性的指向 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第2条第1項に規定する性的指向をいう。
- (9) 性表現 服装、髪型、仕草、言葉遣い等自己の性についての表現をいう。
- (10) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ 平成6年にエジプトのカイロで開催された国際人口開発会議で採択されたカイロ行動計画に記載された女性の性及び生殖に関する健康及び権利をいう。
- (11) ワーク・ライフ・バランス やりがい及び充実感を感じながら働き、かつ、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができることにより、仕事と生活の調和が図られることをいう。
- (12) セクシュアル・ハラスメント 職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受け、又は性的な言動により就業環境が害されることをいう。
- (13) 婚姻、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント 職場において行われる上司又は同僚からの言動により、婚姻した労働者若しくは妊娠し、若しくは出産した女性労働者又は育児休業等の申出をし、若しくはこれを取得した労働者の就業環境が害される

ことをいう。

- (14) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (15) ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進は、次に掲げる理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 全ての人々が、性別等にかかわらず、個人として尊重され、かつ、あらゆる暴力及び差別的な取扱いを受けないこと。
- (2) 全ての人々が、性別等にかかわらず、その個性及び能力を十分に発揮することができる環境が整備されること。
- (3) 全ての人々が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人々が、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを理解し、かつ、互いに尊重するとともに、対等な関係のもとで、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (5) 全ての人々が、性別等にかかわらずワーク・ライフ・バランスを実現できること。
- (6) 家事、育児及び介護をはじめとする家庭生活及び職場並びに学校及び地域をはじめとする社会生活に存在する性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度又は慣行を見直すこと。
- (7) 学校教育及び社会教育の場において、生涯を通して、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に向けた取組が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者との協働に努めるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進について理解を深め、その推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、その推進に努めるとともに、雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めるものとする。

2 事業者は、全ての従業員がワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

4 事業者は、セクシュアル・ハラスメント及び婚姻、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの根絶に努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進についての理解を深めるとともに、その推進に果たす教育の

重要性を認識した上で、教育を行うよう努めなければならない。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めなければならない。

(性別等に起因する差別的な取扱い等の禁止)

第8条 何人も、性別等に起因する差別的な取扱いその他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為並びにセクシュアル・ハラスメント及び婚姻、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、他人のジェンダーアイデンティティ又は性的指向に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。
- 4 何人も、情報の発信に当たっては、性別等による人権侵害に当たる表現又は性別による役割分担を助長し、若しくは連想させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

(基本計画)

第9条 市は、市の区域における男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(苦情等への対応)

第10条 市民、事業者及び教育関係者は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する事項について、市に対して、相談を行い、又は苦情若しくは意見の申立てを行うことができる。

2 市は、前項の規定による相談又は苦情若しくは意見の申立てを受けたときは、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携し、その解決に努めなければならない。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。